

廃棄物管理事業変更許可申請の概要

1. 申請の目的

高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターにおいて、返還低レベル放射性廃棄物（固型物収納体、低レベル放射性廃棄物ガラス固化体）の受入れ・貯蔵を行うこと及び高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターから発生する放射性固体廃棄物（ドラム缶等）の最大保管廃棄能力向上を行うため、廃棄物管理事業の変更許可申請を行う。

2. 変更内容

(1) 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターにおける返還低レベル放射性廃棄物の受入れ・貯蔵

海外から返還される高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の受入れ・貯蔵を行っている高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターにおいて、仏国から返還される低レベル放射性廃棄物の受入れ・貯蔵を行うため、管理を行う廃棄物の種類として、「固型物収納体」と「低レベル放射性廃棄物ガラス固化体」を追加する。

特に、固型物収納体については、ガラス固化体と比較し、内包する放射性核種の種類及び量が異なることから放出管理設備などの機能追加を行うとともに、重量の違いを踏まえて耐震性の確認などを行った。

高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターにて受入れ・貯蔵する返還低レベル放射性廃棄物の概要と主な機能追加の内容を添付資料に示す。

(2) 放射性固体廃棄物（ドラム缶等）の最大保管廃棄能力向上

現状、ドラム缶又はボックスパレットに封入した放射性固体廃棄物は、ガラス固化体受入れ建屋の固体廃棄物貯蔵室内において、ドラム缶は3段積み、ボックスパレットは2段積みとして保管廃棄している。

最大保管廃棄能力を向上させるため、ドラム缶（3段積みから4段積み）とボックスパレット（2段積みから3段積み）の積み付け段数を変更すること及び同室内のスペースを有効的に活用することにより、現行の最大保管廃棄能力を約800本増やし、約2,000本とする。

3. 工事計画（高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターにおける返還低レベル放射性廃棄物の受入れ・貯蔵）

○ 着 工 2012 年（平成 24 年） 4 月

○ しゅん工 2013 年（平成 25 年） 6 月

4. 安全対策

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の関係法令の要求を満足し、且つ、「廃棄物管理施設の安全性評価の考え方」に適合するよう各種の安全対策（放射線しゃへい、耐震等）を確認する。

以上